

自衛隊名簿提供違憲訴訟(RYU裁判)の提訴に向けて

自衛隊名簿提供違憲訴訟(RYU裁判)を支援する会 事務局長

河戸 憲次郎

この間、弁護団では重要なことを決定しました。

この裁判で国の責任を問う

ライバシー侵害の請求については、請求する側が低くするべきではないという意見が大勢となりました。それなりの損害賠償を求めて裁判をたたかいます。

使容認の閣議決定、安保法制の強行、安保3文書の改定を行い、敵基地攻撃能力の保有、軍事費2倍化をすすめています。今日の自衛隊の実態はもはや憲法違反が明白であることを、この裁判で正面から主張します。

もう一つ、この裁判を「自衛隊名簿提供違憲訴訟」と命名すると決めました。それに従って、支援する会の名称も変更します。

一つは、この裁判で国の責任を問うということ。この問題は国が自治体に名簿の提供を求め要請に応える形で自治体が提供を行っています。弁護団会議では、国と奈良市への損害賠償請求の額について議論し、プ

この裁判で自衛隊の違憲状態を立証する

もう一つは、この裁判で自衛隊の違憲状態を立証するということ。国は、集団的自衛権行

訴状は2月中の完成を目指します。

支援する会への募金は、95万5000円に達し、当面の目標100万円に近づいています。



支援する会への募金の到達点

訴状の骨子について

訴状の骨子は以下の通り。

1 法治主義違反

奈良市は住民基本台帳法11条1項に基づき提供と主張。しかし、同条項は「閲覧」の規定。2021.2.5 防衛省総務省連名通知。しかし、自衛隊法97条1項は募集事務の具体的内容を定めていない。同施行令は地方自治体が行う募集事務を受けたもので、募集対象者情報についての市長の提供義務を定めたものではない。

2 プライバシー権侵害(憲法13条)

プライバシー権…自己に関する情報をコントロールする権利。個人情報保護法69条1項…市長が保有個人情報を第三者に提供することは原則禁止。2項…例外規定のいずれも該当しない。除外申請制度は原則と例外が逆転、対象者への通知が不十分。違法性は阻却されない。

3 憲法9条違反

違憲の自衛隊に名簿を提供することは違憲。

4 思想良心の自由の侵害

奈良市が、除外規定を作り、名簿を提供する行為は、反戦平和思想を持ち、積極的に自衛隊を忌避する市民の住所氏名などを炙り出す効果をとまなうものであるから、思想良心の自由(憲法19条)の一つである「沈黙の自由」の侵害となる。

5 慰謝料請求

原告は、被告、奈良市、国に対し、国家賠償法1条1項に基づき、損害金の支払いを求める。

「自衛隊名簿提供違憲訴訟(RYU裁判)」を

支援する会ニュース



2024年1月20日 第3号

《発行》「自衛隊名簿提供違憲訴訟(RYU裁判)」を支援する会

【事務局】〒639-1104 大和郡山市井戸野町 9-6

☎0743(20)7183 FAX:0743(20)7184

E-mail:narakenheiwaiinkai@iris.eonet.ne.jp